

軽自動車税の概要

- 1 課税団体 市町村
- 2 課税客体 軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- 3 納税義務者 軽自動車等の4月1日現在の所有者
- 4 標準税率

<三輪以上のもの（軽四輪等）>

区 分		平成27年4月1日以降の新車から	～H27.3.31(※1)
軽自動車(660cc以下) 及び 小型特殊自動車	① 四輪以上のもの <自家用> 乗用のもの	10,800円	(7,200円)
		5,000円	(4,000円)
	<営業用> 乗用のもの	6,900円	(5,500円)
		3,800円	(3,000円)
② 三輪のもの		3,900円	(3,100円)

(※1) 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等については、H27.3.31までの税率を適用。

【税率の特例】

- 経年車重課 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置。(平成28年度分から適用) 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は対象外。
- グリーン化特例(軽課) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽課(概ね75%、50%、25%軽減)する特例措置。(平成28年度分について適用(1年限り))

<二輪のもの>

区 分		H28.4.1～(※2)
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
二輪の軽自動車(側車付きのものを含む。)(125cc超250cc以下)		3,600円
原動機付自転車 (125cc以下)	① 三輪以上のもので、総排気量20cc超のもの等で一定のもの	3,700円
	② 二輪のもので、総排気量90cc超のもの等	2,400円
	③ 二輪のもので、総排気量50cc超90cc以下のもの等	2,000円
	④ 総排気量50cc以下のもの等(①に掲げるものを除く)	2,000円

(※2) 上記の税率については、平成28年度分から適用。

- 5 制限税率 標準税率の1.5倍
- 6 徴収方法 普通徴収(月割課税なし)
- 7 税 収 2,442億円(平成28年度地方財政計画)